

後期高齢者医療制度

問合先

●大阪府後期高齢者医療広域連合（健診など ☎06・4790・2031、保険料 ☎06・4790・2028）
●国保年金課

健康診査を受けましょう

後期高齢者医療の被保険者に、歯科医院リストと健康診査を無料で受診できる受診券を4月下旬に送付します。

※年度途中に新たに75歳になる被保険者には、誕生月の翌月に送付します。

■歯科健康診査

受診回数 来年3月31日までに1回

持ち物 被保険者証

受診場所 指定歯科医院

■健康診査

受診回数 受診券に記載する期限までに1回

持ち物 受診券、被保険者証

受診場所・申込 指定医療機関

いずれも、次の被保険者は対象外となります。

- 病院や診療所に6カ月以上継続して入院している
- 特別養護老人ホーム、介護老

人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所または入居している

※退院や退所など、状況が変わった場合は受診券を発行できず、ので、問い合わせてください。

●歯科健康診査は、介護予防事業の口腔ケアなどの歯科保健事業の対象となる



人間ドック費用の一部助成

後期高齢者医療の被保険者が人間ドックを受診したときに、費用の一部を助成します。（年度中に1回のみ）

助成上限額 26,000円

必要な物 人間ドックの領収書の写し、検査結果通知書など、被保険者証、振込口座（通帳など）、印鑑

申請 国保年金課
※人間ドックを受診した人は、申請まで領収書などを大切に保管してください。

平成30年度から保険料率が変わります

平成30年2月の広域連合議会で審議・可決され、平成30・31年度の保険料率が決定されました。

平成30・31年度の保険料の算定方法（大阪府）

$$\text{年間の保険料（*1）} = \text{被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,491円} + \text{所得割額 賦課のもととなる所得金額（*2）} \times \text{所得割率9.90\%}$$

（*1）保険料の年額の限度額は62万円です。

（*2）所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は前年の総所得金額および山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除されません。）

【保険料の軽減】

■世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（51,491円）が表のとおり軽減されます。

●基礎控除額などは、税法改正などで変動することがあります。

●軽減を判断する「総所得金額等」には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

●年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人は、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

所得の判定区分	軽減割合	均等割額（年額）
① 下欄②に属する人で、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得が0円	9割	5,149円
② 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が33万円以下	8.5割	7,723円
③ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が（33万円+27万5千円×被保険者数）以下	5割	25,745円
④ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が（33万円+50万円×被保険者数）以下	2割	41,192円

●世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

5割が軽減され、平成31年度以降は資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減されます。なお、表の①または②に該当する人の均等割額は、それぞれの軽減割合が適用されます。

■後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人については、当面の間、所得割額は課されず、平成30年度は均等割額の

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。

■軽減対象となる人の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて行いますので、申請をいただく必要はありません。所得情報がない場合は判定ができませんので、国保年金課への簡易申告などが必要です。

【保険料額のお知らせと納め方】

■普通徴収（口座振替や納付書でお支払い）：7月に、平成30年度後期高齢者医療保険料の決定（本算定）の通知書を送付します。□座振替や納付書などの方法で9期（7月～来年3月）で納めていただきます。

※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

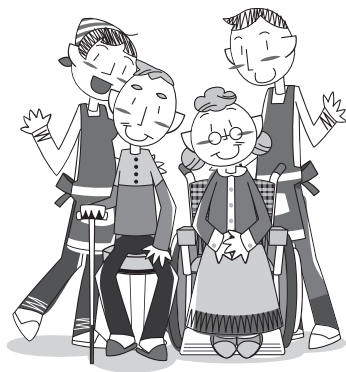
■特別徴収（年金からのお支払い）：年金受給額が年額18万円以上の人は、原則年6回の年金受給日に、その年金から直接お支払いいただきます。

介護保険

問合先 高齢介護課

第7期介護保険事業計画 および高齢者福祉計画を 策定しました

計画期間 平成30～32年度
内容 高齢者に関する福祉施策
および介護保険事業について
※詳しくはホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kenkou/kaigo/）をご覧ください。



介護保険制度が変わります

～平成30年4月改正分～

●介護報酬：国の介護報酬の見直しに伴い、介護保険サービスを受けておられる人は利用料金に変更される場合があります。
※詳しくはサービス提供事業者などに問い合わせてください。

●介護保険料：介護保険事業は、財源の半分を40歳以上の人の介護保険料でまかなっています。その負担割合が次のとおり変更されます。また、3年に1度の見直しにより、65歳以上の人の介護保険料が算定しなおされます。

平成30年度 65歳以上の介護保険料

■普通徴収

普通徴収（納付書での納付や口座振替）で納付している人に、6月分までの保険料額を記載した介護保険料仮決定通知書を送付しました。

今年3月に介護保険第1号被保険者の資格を取得した人（昭和28年3月2日～4月1日生まれの人、今年3月に転入した65歳以上の人）には、平成29年度分の保険料納入通知書なども送付していますので、注意してください。

「コンビニで納付できます」

納付書は、コンビニでの納付も可能です。納付できる店舗については、納付書裏面をご覧ください。

さい。

「口座振替のご利用を」

毎月25日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、指定の口座から保険料を振り替えます。

■特別徴収

特別徴収（年金から徴収）で納付している人は、4月・6月に2月の納付保険料額と同額を徴収します。

新たに特別徴収が開始される人には、特別徴収開始通知書を送付しますので、開始月や保険料額などを確認してください。

■平成30年度の介護保険料は

7月に決定します

平成30年度の確定した保険料額は、被保険者本人の平成29年中の合計所得額などをもとに7月に決定し通知します。

高齢者介護用品の 現物支給制度

在宅で常時おむつを使用している高齢者とその家族を支援するため、紙おむつを現物支給します。

対象

●要介護2～5である
●在宅で常時紙おむつを使用し

ている

●おむつの使用が必要である（担当ケアマネまたは主治医が必要と認める人）

●生計中心者が市府民税均等割以下の世帯に属している

※生活保護受給者は対象外

給付内容 1人月額6,000円（要介護2の人は3,000円）を上限とし、委託業者が毎月自宅へ配達します。

申込 高齢介護課

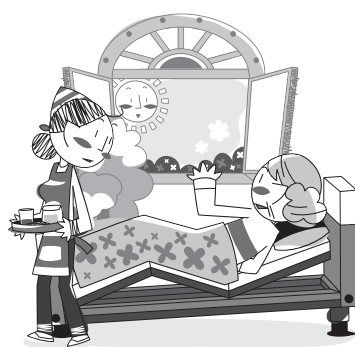
おむつを使用する高齢者に 「ごみ袋を給付します」

対象者に市指定のごみ袋を給付します。希望する対象者は申し込んでください。

対象 要支援・要介護の介護認定を受け、在宅で終日おむつを使用している人

※生活保護受給者を除く

申込 高齢介護課



特産品相互取扱協定 自治体紹介

本市と特産品協定を締結している自治体を
紹介します。 問合先 農林水産課



①9 大阪府松原市

▶平成29年2月20日、
澤井宏文 松原市長（右）
と協定を締結



松原市の特産品



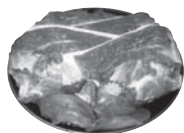
コーマ



合鴨カレー



幸南食糧



河内合鴨



まったら愛っ娘



和泉食品



廣川昆布



竹内海苔



宇治森徳

- 面積：16.66km²
- 人口：120,744人・55,854世帯（平成30年1月31日現在）
- 市の花：薔薇 ●市の木：松

松原市は、昭和30年2月1日に中河内郡松原町・天美町・布忍村・恵我村・三宅村が合併して発足し、大阪府内21番目に市制施行しました。大阪府南河内地域に位置し、まちのほとんどが平坦地で、生活に便利な南河内の玄関口として発展してきました。

松原市の特産品としては、明治初期より、合鴨の飼育が盛んに行われ、現在では、「河内鴨」としてブランド化されています。また、その食材を使った「合鴨カレー」などの製品もあります。

「大阪エコ農産物」の認証を受けた松原市のオリジナル地域ブランド「まったら愛っ娘～松原育ち～」として米、ネギ、大根、トマト、小松菜などの地産地消の推進にも取り組まれています。「食」をテーマにした「まつばらマルシェ」を開催し、「松原こまつな麺」や「まつばらバーガー」などのB級グルメにも挑戦しています。

松原市は、「働きながら、子育てしやすいまち、躍動するまち、安心・安全、快適なまち、徹底した経営改革のまち、まつばら」を目指し、まちづくりに取り組んでいます。



- 面積：305.87km²
- 人口：67,907人・29,086世帯（平成30年2月1日現在）
- 市の花：花菖蒲 ●市の木：松

加賀市は、平成17年10月1日に旧・加賀市と山中町が新設合併・市制施行して、現在加賀市が発足しました。石川県南西部に位置し、16.5kmに及ぶ美しい海岸線は越前加賀海岸国定公園に指定されています。また、加賀温泉郷として有名な山代、山中、片山津の3温泉には古くから多くの文人墨客が訪れています。

豊かな実りに恵まれ、特産品としては、ブドウや梨は市内の丘陵地に大規模な果樹園が営まれており、減農薬や環境に配慮した栽培方法も取り入れられ、北陸最大のブロッコリーの産地となっています。また、冬の風物詩として定着した「ズワイガニ」や「コウバコガニ」の他、「甘エビ」や水揚げしたばかりの新鮮な魚介類を堪能することができます。

産業振興にも力を注ぎ、その中から世界に誇る「九谷焼」や日本一の生産額を誇る「山中漆器」などの伝統工芸が誕生し、現在に受け継がれています。

加賀市は、「自然・歴史・伝統が息づく 住んでいたい 来てみたいまち～地域の強みを活かし、ともに進める 人・まちづくり～」を目指し、まちづくりに取り組んでいます。



②0 石川県加賀市

▶平成29年2月24日、
宮元 陸 加賀市長（左）
と協定を締結



加賀市の特産品



日本酒



加賀梨



坂網鴨



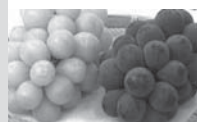
山中漆器



コウバコガニ



九谷焼



ぶどう



ブロッコリー



お茶